

京都市情報公開審査会答申第93号の概要

答申年月日	平成21年6月9日
請求内容	耐震強度偽装物件調査関係文書
所管課	都市計画局建築指導部建築審査課
所管課の決定	一部公開決定
所管課の主張	<p>1 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>本件公文書のうち、本市が違反の有無を確知するために建築確認申請書の内容を検討する過程において生じた、主として当該建築物の構造設計に係る部分に関する疑義について、その設計を行った設計者などに対して、設計の考え方について質疑を行ったものについては、設計者などの技術上のノウハウなどに関するものであり、公開することにより保護されるべき競争上及び事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められる。</p> <p>2 条例第7号第6号に該当することについて</p> <p>(1) 本件公文書は、本市において調査した建築確認申請書のうち、不整合や違反が疑われる箇所があった物件について、質疑を行い、再調査を指示するなど、違反内容を確定し、指導方針を立てるための作業の一部として行ったものである。</p> <p>(2) 違反が確認できた場合、違反者に対して建物を改善するよう指導するが、行政指導に応じない悪質なケースに対してのみ命令処分をし、その処分の状況を公表することとしており、行政指導の段階や指導に従っているケースでは違反の有無を含め、その内容を公表せずに、違反者が自主的に違反を是正するよう指導している。</p> <p>(3) 違反者は、非公開であることを前提に、本市が行政指導を行ううえで必要となる様々な情報を示すが、公開されることを前提とすれば、本市から情報が明らかになることを恐れ、十分な情報を示さないこととなり、この結果、適切な指導方針を立てることができなくなるおそれがある。また、本市の調査・指導の過程が詳細に分かると、本市の指導対応の傾向、ノウハウなどが把握でき、他の建築物の違反の助長を引き起こすなど、調査・指導などに係る事務の公正かつ適切な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p> <p>(4) 本件公文書に係る建築物については、ホテルという公共性の高い建物、一連の耐震強度偽装事件に係る調査に関するものであることから、社会的に大きな影響があるため、違反建築物であったこと及び指導内容の一部については公表しているが、本件処分において非公開とした内容を含め、その指導過程の詳細については、公表していない。</p>
不服申立人の主張	<p>1 本件公文書について</p> <p>(1) 本件ホテルの確認検査の事務は京都市の事務であり、指定確認検査機関が確認検査を行った場合であっても、京都市には確認検査が適正かつ公正に実施されているかどうか、市民に対して十分に説明する義務がある。</p> <p>(2) 社会資本整備審議会建築分科会の中間報告（平成18年2月24日）において、建築士及び建築士事務所、指定確認検査機関に関する情報開示制度の充実、強化が提言されている。</p> <p>2 条例第7条第1号ただし書、及び同条第2号ただし書に該当することについて</p> <p>最近にも、老人ホームや学校教育施設などで構造設計の偽装が疑われる事件が起こっている。その際、地方公共団体は積極的に情報開示している。例えば、川崎市</p>

	<p>は共同住宅の構造計算書について報道発表するとともに、指定確認検査機関から受けた報告書も開示している。多数の者が利用する学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅及び老人ホームなどの建築物について構造設計に問題がなかったかどうか検証して、その結果を明らかにすることは公益性があるものと考えられる。</p> <p>3 条例第7条第6号に該当することについて</p> <p>(1) 条例第7条第6号の規定は、行政機関に広範な裁量権を与える趣旨ではない。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。</p> <p>(2) 本件公開請求は、本件ホテルについての報道発表後に行われたものであり、例えば報告の期日などの情報を公開しても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすことにはならない。本件文書を非公開とするに当たり、実施機関は実質的な支障の存在を示していない。</p> <p>(3) 条例第1条は、条例における解釈及び運用の基本原則として、「本市が保有する情報の一層の公開を図り、もって本市の諸活動を市民に説明する責務を果たすとともに、市政に対する市民の理解、信頼及び参加の下にある公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。」と規定している。情報公開を原則として認め、行政の透明性を確保することにより適正な権力の執行を担保することが、条例の趣旨であると考えられる。</p> <p>(4) 条例第8条は、非公開情報を除いた部分につき当該公文書を公開しなければならないと規定している。非公開情報に該当しない部分が黒塗りになっているのではないかと懸念している。</p>
<p>審査会の判断</p>	<p>1 本件公文書及び非公開部分について</p> <p>本件公文書は、国土交通省から平成18年6月23日付けで、京都市に対して調査依頼がなされた建築物について、建築基準法上の違反の有無を確認するために、建築基準法第12条第5項の規定に基づき京都市が名あて人に対して照会した文書である。本件公文書には、照会年月日、名あて人、本市の担当部署・担当者名、表題、書き出し文、報告対象建築物、照会事項及び報告の期日・送付先が記載されている。本件処分において、これらの項目のうち、書き出し文、照会事項及び報告期日（以下「本件非公開部分」という。）を非公開とし、その他の部分を公開していることが認められる。</p> <p>2 条例第7条第2号に該当することについて</p> <p>(1) 本件非公開部分を設計者などの技術上のノウハウなどに関わる記載があり秘匿すべき情報であると判断するためには、当該情報を公開することによって失なわれる当該設計者などの保護されるべき競争上及び事業活動上の正当な利益が存在していることが必要である。</p> <p>(2) そこで、当該情報について正当な利益の存否を検討すると、一般的には設計上や施工監理上の技術上のノウハウ性がないとは断定できないものの、人の生命、身体などの安全性に関わる違法な行為が行われていた事実が明らかになっていることを考慮すると、少なくとも本件事案に限っては設計者などが有する当該利益は保護に値しないと考える。</p> <p>3 条例第7号第6号に該当することについて</p>

- (1) 本件公文書は、耐震偽装が全国的に問題になる中で、偽装の可能性がある建築物について実施機関が行った調査に係る文書である。書き出し文は報告を求めるための一般的な趣旨を述べたものであり、報告期日と共に、そもそも調査・指導の傾向を把握され、悪用されるおそれがあるなどとは到底考えられない。また、実施機関が非公開とした照会事項の中には、耐震偽装に係る具体的な事項が記載されている部分があるが、これを公開しても当該照会事項に着目した動機や理由が容易に把握されるようなものでもなく、あるいは京都市の内部判断基準などが明らかになるものでもない。更に、構造関係図書や構造計算書が公にされていないことから、本件非公開部分のみをもって第三者が、実施機関の違反建築物の是正指導の傾向、ノウハウなどを把握することが可能となるとは考えられない。
- (2) また、本件公文書は、実施機関が名あて人に照会を行った文書であって、名あて人が実施機関に提出した情報そのものの公開が請求されているわけではない。したがって、本件非公開部分が公開されることにより、名あて人が十分な情報を実施機関に提供しなくなるおそれがあるとの主張はそもそも失当である。
- (3) 本件公文書の調査対象である建物は、全国的にも問題となった建築基準法上の重大な違反がある不特定多数の市民が利用する公共性の高い建物である。したがって、実施機関として関係法令などの適正な運用のもと、必要かつ十分な行政指導などを行ったことを市民に説明する責務を有するといえる。もとより、当該情報を公開することにより、実施機関が行う関係法令などに基づく必要な情報収集をはじめとする行政指導について、今後、関係者からの協力が得られなくなるとは考えられない。
- (4) なお、この耐震偽装の問題については、国土交通省や京都市においても設計者などの違反状況や建物の安全性について積極的に広報発表を行うなどにより公知の事実となっていることを鑑みれば、実施機関自身も当該情報には公開すべき公益性があることを自認していたものというべきである。むしろ当該情報を公開し、京都市がどの点に着目して建築基準法に違反する事項を解明し、ひいてはどのように違反是正をさせ、建物の安全性を宣言したかを明らかにすることによって、人の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする建築基準法の立法趣旨に合致するものと考えられる。